

災害時協力井戸登録制度を創設します

堺市では、大規模災害時の長期間断水に備え、災害時に生活用水を確保することを目的に、新たに災害時協力井戸登録制度を設けます。

本制度は、個人や事業者で所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録し、災害時に無償で市民の皆様へ井戸水を提供していただくものです。

皆様のご協力をお願いします。



井戸（手押しポンプ式）



登録標識（プレート 210 mm×297 mm）

1 申請開始日

令和 7 年 5 月 29 日（木）

2 申請方法

申出書に必要事項を記入の上、メール・郵送・持参・ファックスのいずれかの方法で防災課へ提出をお願いします。

なお、申出書は以下の堺市ホームページからダウンロードまたは市政情報センター（堺市役所高層館 3 階）、各区役所市政情報コーナーで配布しています。

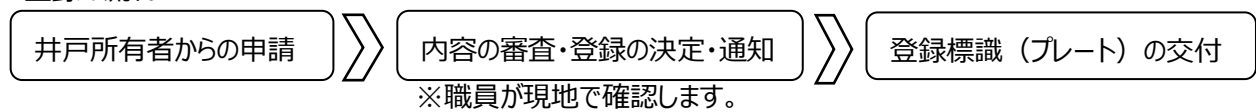
申出書	堺市ホームページ https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/kyojo/ido.html
メール	bousai@city.sakai.lg.jp
郵送・持参	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市危機管理室防災課（堺市役所本館 3 階）
ファックス	072-222-7339

※口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

3 登録要件

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水を汲み上げるための電動又は手押しのポンプ、つるべ等が設置してあること。
- (4) 井戸枠等があり、安全であること。
- (5) 井戸水の色、濁り、臭い等に異常がある等、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (6) 災害時に市役所窓口等において、登録名簿の閲覧及び地図情報の掲示により市民へ井戸情報の提供に関して同意できること。

4 登録の流れ



5 その他

災害時協力井戸登録制度や申請方法等の詳細は、以下の堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/kyojo/ido.html>

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：危機管理室 防災課
	電 話：072-228-7605
	ファックス：072-222-7339